

滑川市危険老朽空き家対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災、防犯等の居住環境の向上を図るため、市街地において長年にわたって使用されず、適正に管理されていない危険老朽空き家のうち、所有者から本市にその建物及び土地の寄附がなされたものについて、当該建物を除却する事業（以下「危険老朽空き家対策事業」という。）を実施することにより、市民の安全と安心を確保し、環境整備等の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険老朽空き家」とは、居住を目的として建築し、現に居住していない建物及び当該建物と一体になってその効用を果たしている附属家等であつて、市長が周囲に対して危険性があると判定した木造建築物等をいう。

(対象となる建物及び土地)

第3条 危険老朽空き家対策事業の対象となる危険老朽空き家は、当該建物及び土地について、別表第1に掲げる条件を満たし、かつ、別表第2及び別図第1に定める特に整備の必要な既成市街地に存するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、特に整備の必要な当該既成市街地に準ずる区域に存するものを対象とすることができる。

(調査申込)

第4条 危険老朽空き家対策事業により空き家の除却を希望する者は、空き家調査申込書（第1号様式）により、当該建物及び土地の調査を市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込書は、別に定める申込受付期間内に提出するものとする。

(調査)

第5条 市長は、空き家調査申込書の提出があつたときは、当該建物及び土地についての資料を収集するため、所有者等の承諾を得て、当該建物及び土地の調査を行うものとする。

2 市長は、命じた者若しくは委任した者をして前項の規定による調査のために隣人等の土地に立ち入らせようとするときは、事前にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により隣人等の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明

書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(判定)

第6条 市長は、調査の結果に基づき、調査申し込みのあった空き家が危険老朽空き家に該当するか否かを判定するものとする。

(調査報告)

第7条 市長は、危険老朽空き家と判定したときは、当該建物及び土地に係る空き家調査申込書を提出した者（以下「申込者」という。）に対し、空き家調査報告書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、危険老朽空き家に該当しないと判定したときは、申込者に対し、理由を明記のうえ、空き家調査報告書（第3号様式）により通知するものとする。

(寄附の申出)

第8条 危険老朽空き家及びその土地の寄附を申し出ようとする者（以下「申出者」という。）は、前条第1項の通知があったときは、関係書類を添付のうえ、建物・土地寄附申出書（第4号様式）を提出するものとする。

2 前項の申出書は、通知があった日から60日以内に提出するものとする。

(除却の決定)

第9条 市長は、寄附の申し出のあった危険老朽空き家のうちから、周囲への影響、危険度等を勘案し、除却するものを決定するものとする。

(通知)

第10条 市長は、申出のあった危険老朽空き家の除却を決定したときは、申出者に対し、寄附受諾通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 市長は、申出のあった危険老朽空き家について除却しないこととしたときは、申出者に対し、その理由を明記のうえ、選定外通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(土地の活用及び維持管理)

第11条 市長は、寄附を受けた危険老朽空き家を除却したときは、当該除却後の土地利用に関し、地域の居住環境の向上を図るため、地域住民と協力し、必要な活用及び維持管理を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱の定めるもののほか、危険老朽空き家対策事業に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、令和 5 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

附 則 (平成 23 年告示第 25 号)

この告示は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 25 年告示第 35 号)

この告示は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 29 年告示第 41 号)

この告示は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (令和 2 年告示第 26 号)

この告示は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

危険老朽空き家対策事業の対象となる建物及び土地の条件

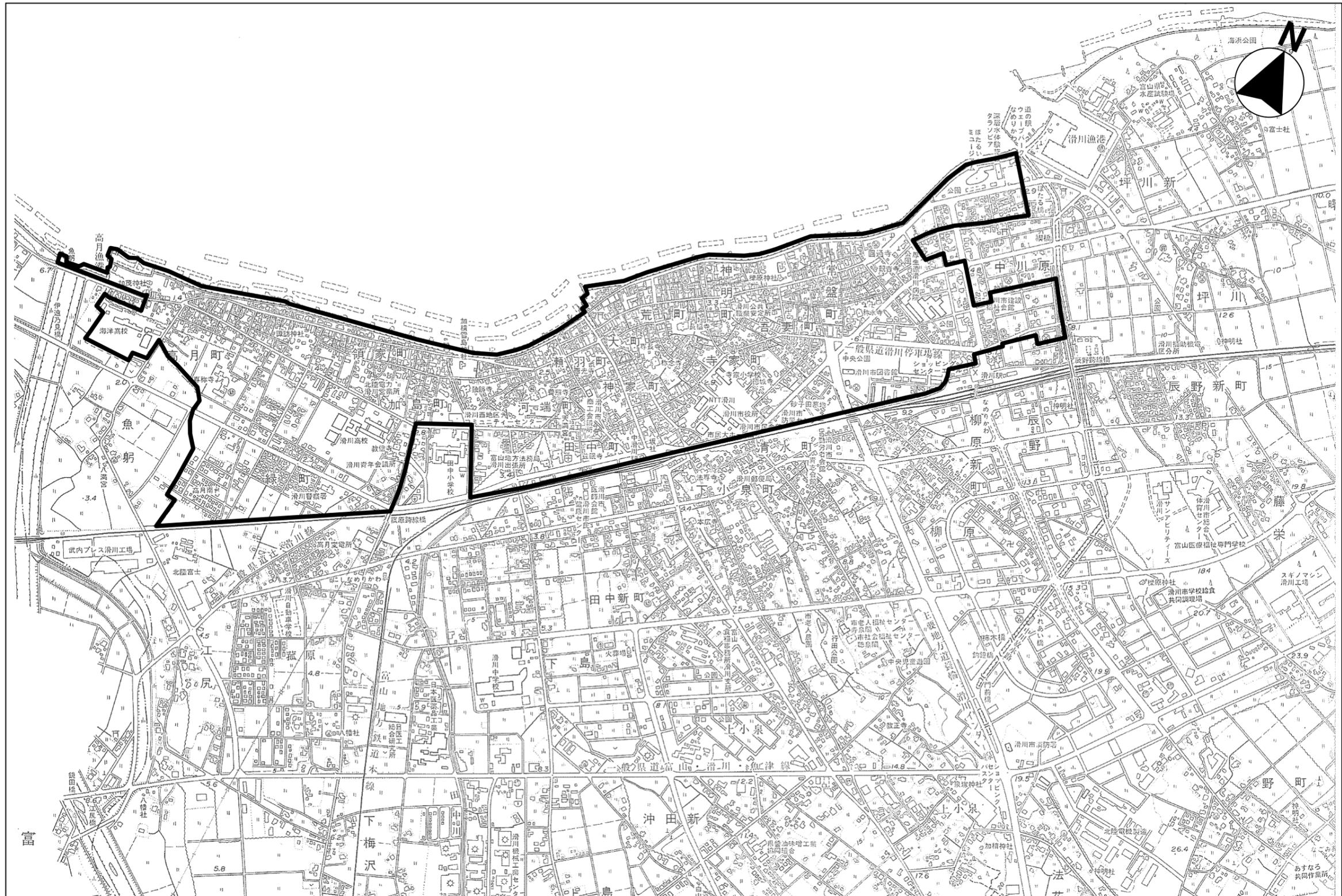
区 分	条 件
建 物	1 木造建築物（一部の軽量鉄骨造も含む。）であること。 2 滑川市に寄附ができること（借地上に建っている建物にあっては、借地権設定者が借地権者に貸している土地を、滑川市へ寄附をすることができること。）。 3 建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと。 4 建物の所有者が市税を完納していること。
土 地	1 滑川市に寄附ができること。 2 土地に物権又は賃借権が設定されていないこと。 3 寄附後に維持管理に支障をきたすおそれがないこと。 4 寄附後に災害防止等の措置が必要でないこと。 5 維持管理に係る地域住民等の同意が得られるもの。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 6 土地の所有者が市税を完納していること。

別表第2（第3条関係）

危険老朽空き家対策事業の対象区域

全地域が対象区域に含まれる字名	神明町、今町、夷子町、北町、武平太町、四間町、中町、瓢町、馬町、七間町、荒町、松原町、三穂町、大町、河浦町、神家町、寺家町、田中町、浜町、橋場町、瀬羽町、横町、山王町、河端町、高月町
一部の地域が対象区域に含まれる字名	常盤町、吾妻町、下小泉町、田中新町、加島町、領家町、下島、中川原、辰野、坪川新、柳原、菰原、魚躬

別図第1 (第3条関係)



第1号様式（第4条関係）

年 月 日

滑川市長 あて

申込者 住所

氏名 ⑩

連絡先

空 き 家 調 査 申 込 書

私は、危険老朽空き家対策事業により、私所有の空き家の除却を希望しますので、
次の建物及び土地について調査を申し込みます。

なお、次の物件について、立ち入り等の調査することを承諾します。

1 所在地

建物の所在 _____

土地の所在 _____

2 その他（条件等）

第 号
年 月 日

様

滑川市長

印

空 き 家 調 査 報 告 書

年 月 日付けで空き家調査申込書の提出がありました次の物件
につきましては、危険老朽空き家と判定したので報告します。

1 所在地

建物の所在

土地の所在

2 その他（条件等）

第 号
年 月 日

様

滑川市長

印

空 き 家 調 査 報 告 書

年 月 日付けで空き家調査申込書の提出がありました次の物件
につきましては、調査を行った結果、次の理由により危険老朽空き家には該当いた
しませんので報告します。

1 所在地

建物の所在

土地の所在

2 理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

滑川市長 あて

申出者 住所

氏名 ⑩

電話番号

建 物 ・ 土 地 寄 附 申 出 書

私は、危険老朽空き家と判定された次の建物及び土地について、滑川市へ寄附
したいので、申し出ます。

1 所在地

所在 _____

土地 地積 _____ 平方メートル

地目 _____

建物 所在 _____ 家屋番号

建物種類 _____ 床面積

2 寄附申出の理由

※ 添付書類 位置図、字図、登記事項証明書、承諾書兼登記原因証明情報、印鑑証明
等

第 号
年 月 日

様

滑川市長

印

寄 附 受 諾 通 知 書

年 月 日付けで建物・土地寄附申出書の提出がありました次の物件につきましては、寄附を受け、危険老朽空き家を除去することを決定しましたので通知します。

1 所在地

建物の所在

土地の所在

2 その他（条件等）

第 号
年 月 日

様

滑川市長

印

選 定 外 通 知 書

年 月 日付けで建物・土地寄附申出書の提出がありました次の物件につきましては、関係書類を精査した結果、次の理由により寄附を受けることができませんので通知します。

1 所在地

建物の所在 _____

土地の所在 _____

2 理由

